

## 労働者派遣基本契約書

京都府（以下、「甲」という。）と〇〇〇〇（以下、「乙」という。）は、甲の実施する「令和5年度英語指導助手派遣業務」の実施にあたり、乙の雇用する労働者を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下、「派遣法」という。）に基づき、甲に乙の雇用する労働者を派遣するにあたり、労働者派遣基本契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（目的）

本契約は、乙が本契約及び派遣法に基づき、乙の雇用する派遣労働者（以下、「派遣労働者」という。）を甲に派遣し、甲が派遣労働者を指揮命令して業務に従事させることを目的とする。

### 第2条（本契約の適用）

本契約に定める事項は、本契約の有効期間中、特に定めのない限り、甲乙において別途締結する労働者派遣個別契約にも適用されるものとする。

### 第3条（労働者派遣個別契約）

1. 甲及び乙は、乙が甲に労働者派遣を行う都度、派遣法、その他関係諸法令、派遣先が講ずべき措置に関する指針（以下、「派遣先指針」という。）及び派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針（以下、「派遣元指針」という。）等の定めに基づき、派遣労働者の従事する業務内容、就業場所、派遣期間、その他労働者派遣に必要な細目について労働者派遣個別契約

（以下、「個別契約」という。）を締結する。ただし、派遣法第40条の2の派遣可能期間の制限を受けない業務については、さらに所定事項を加えるものとする。

2. 乙は、前項の個別契約に基づく派遣就業の目的達成に適する労働者の派遣を行い、甲に対し、当該派遣労働者の氏名、性別、その他派遣法及び同法施行規則に定める事項を通知しなければならない。

### 第4条（契約期間及び派遣期間）

契約期間は、令和5年8月1日から令和6年3月31日とし、派遣期間は令和5年8月28日から令和6年3月22日とする。

### 第5条（契約金額）

1. 契約総額 〇〇〇〇円とする。

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 〇〇〇〇円）

派遣料月額について、月額別表のとおりとする。端数が生じた場合は、最終月の請求書により精算することとする。

2. 乙は、各月ごとに、業務を完了したときは、直ちに当月の出勤管理表を添えて甲に業務完了報告書を提出しなければならない。

3. 甲は、前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から10日（以下「検査期間」という。）以内に業務の完了の確認のため検査を行わなければならない。

4. 乙は、前項の検査に合格したときは、甲に対して書面をもって、月額別表に基づき、該当月分の請求書を甲へ送付する。

5. 甲は、前項の乙の請求書を受領後、30日以内に乙の指定する金融機関口座へ振込みにより支払いを行う。

6. 甲は、前項に規定する日までに派遣料金を支払わない場合は、その翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、年2.5%の利率を乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、支払いをしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

7. 消費税法の改正により消費税の税率が変更になった場合、かかる変更された税率に基づいて派遣料を計算し支払金額を変更するものとする。

8. 個別契約の契約期間中でも経済変動、業務内容の著しい変更等により、派遣料改定の必要が生じた場合、甲乙の合意書面により、派遣料の改定をすることができる。

9. 甲の従業員のストライキ等、その他甲の責に帰すべき事由により派遣労働者の業務遂行が不可能となった場合、乙は債務不履行の責を負わず、甲に派遣料を請求することができるものとする。

#### 第6条（派遣可能期間の制限のある業務と抵触日通知等）

1. 甲及び乙は、甲の事業所その他派遣就業の場所における組織単位ごとの業務について、3年を超える期間継続して同一の派遣労働者を受け入れ又は派遣してはならない。甲は、新たな個別契約を締結するに当たり、あらかじめ乙に対し、当該労働者派遣の開始日以後甲の事業所その他派遣就業の場所における組織単位ごとの業務について派遣可能期間の制限に抵触することとなる最初の日を書面の交付等により通知するものとする。個別契約の締結後に、甲において派遣可能期間を延長する場合も同様とする。

2. 甲は、前項の甲の事業所その他派遣就業の場所における組織単位ごとの業務について、3年を超える期間労働者派遣を受けようとする場合は、あらかじめその事業所の労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者に対し、当該期間をはじめ派遣法施行規則に定める事項を書面により通知し、その意見を聴くものとする。個別契約の締結後に、甲において派遣可能期間を延長する場合も同様とする。なお、上記に関しては満60歳以上又は無期雇用の派遣労働者等に係る労働者派遣については例外とする。

3. 甲及び乙は、第1項の通知がなかった場合には個別契約を締結してはならない。

## 第7条（派遣先責任者、派遣元責任者の選任）

1. 甲は、自己の雇用する労働者の中から、就業場所ごとに派遣先責任者を選任し、指揮命令者に個別契約書に定める事項を遵守させる等、適正な派遣就業を図るとともに、その所属部署、役職及び氏名を個別契約書に記載し、乙はこれを派遣労働者に通知する。

2. 乙は、自己の雇用する労働者の中から、派遣元責任者を選任し、適正な派遣就業のための措置を行うとともに、その所属部署、役職及び氏名を個別契約書に記載し、派遣労働者に通知する。

3. 甲及び乙は、それぞれ派遣先責任者及び派遣元責任者に、派遣労働者から申し出を受けた苦情の処理、甲乙間の連絡調整等を行わせる。

## 第8条（指揮命令者）

1. 甲は、派遣労働者を自ら指揮命令して自己の事業のために使用し、個別契約に定める就業条件を守って業務に従事させることとし、自己の雇用する労働者の中から就業場所ごとに指揮命令者を選任しなければならない。

2. 指揮命令者は、業務の処理について個別契約に定める事項を守って派遣労働者を指揮命令し、契約外の業務に従事させることのないよう留意し、派遣労働者が安全、正確かつ適切に業務を処理できるよう、業務処理の方法、その他必要な事項を派遣労働者に教授し指導する。

3. 指揮命令者は、前項に定めた以外でも甲の職場維持・規律保持・企業秘密及び個人情報等の漏洩防止のために必要な事項を派遣労働者に指示することができる。

## 第9条（現金、有価証券等の取扱い）

甲は、派遣労働者に現金、有価証券又はこれに類する貴重品の取扱いをさせないことを原則とする。ただし、やむを得ない事情によりその必要がある場合は、甲は自らの責任において取り扱わせることができる。

## 第10条（適正な就業の確保等）

1. 乙は、派遣労働者に対し、適正な労務管理を行うとともに、甲の指揮命令等に従って職場の秩序・規律を守り、適正に業務に従事するよう派遣労働者を教育、指導する。

2. 乙は、派遣元指針に基づき、派遣労働者に対して、派遣元事業主が行うべき各種措置を講じるものとし、甲は、派遣先指針に基づき、派遣労働者に対し、派遣先が行うべき各種措置を講じるものとする。

3. 甲は、派遣労働者に対し、当該派遣就業が適正かつ円滑に行われるようにするため、セクシャルハラスメント・パワーハラスメント等の防止等の適切な就業環境を維持する措置を講じるように配慮するとともに、甲に雇用される労働者に利用の機会が与えられる給食設備、休憩室及び更衣室については派遣労働者に利用の機会を与え、その他の診療施設等の現に甲に雇用される労働者が通常利用している施設については、利用に関する便宜の供与に努める。

4. 甲は、前項に定める給食設備、休憩室及び更衣室それぞれの利用の機会の付与の有無及び利用時間等の具体的な内容に変更があったときは、遅滞なく、乙に対し、当該変更の内容及び変更が生じた時点に関する情報を提供しなければならない。

5. 甲は、乙において派遣労働者と甲に雇用される労働者との間の待遇の相違の内容及び理由等の説明等の措置が適切に講じられるようにするため、乙からの求めがあった場合、甲に雇用される労働者に関する情報、派遣労働者の業務の遂行の状況その他の情報を乙に提供する等必要な協力をするよう配慮する。

6. 甲の派遣労働者に対する派遣業務遂行上の指揮命令は、第8条に定める指揮命令者が行うものとし、当該指揮命令者の不在の場合の代行命令者についても、派遣労働者にあらかじめ明示しておくよう努めるものとする。

#### 第11条（派遣労働者の交替）

1. 派遣労働者がその就業にあたり、遵守すべき甲の業務処理方法、就業規律等に従わない場合又は業務処理の能率が著しく低く労働者派遣の目的を達しない場合、甲は乙にその理由を示し、派遣労働者の交替を含む適切な措置を要請することができる。

2. 前項の場合、乙が派遣労働者に対し交替以外の適切な措置を講じることにより改善が見込める場合には、乙は、当該派遣労働者に対する指導、改善を図ることができる。

3. 派遣労働者の傷病その他、やむを得ない理由がある場合、乙は、派遣労働者の交替をすることができる。

#### 第12条（業務上災害等）

1. 派遣就業にともなう派遣労働者の業務上災害及び通勤災害については、乙が労働基準法に定める使用者の責任並びに労働者災害補償保険法に定める事業主の責任を負う。

2. 甲は、乙の行う労災申請手続等について必要な協力をしなければならない。

3. 甲は、派遣法及び同法施行規則に定める労働基準法・労働安全衛生法等の適用に関する特例の定めに基づき派遣労働者の労働基準・安全衛生の確保に努める。

#### 第13条（年次有給休暇）

1. 乙は、派遣労働者から年次有給休暇の申請があった場合、原則として甲へ事前に通知する。

2. 甲は、派遣労働者の年次有給休暇の取得に協力するものとする。ただし、通知された日の取得が業務の運営に相当の支障を来すときは、甲は乙に対して派遣労働者に取得予定日の変更を依頼することを要請できる。

#### 第14条（損害賠償）

1. 派遣業務の遂行において、派遣労働者が故意又は過失により甲に損害を与えた場合、乙は甲に対して、甲が受けた損害を直ちに賠償する責任を負うものとする。ただし、その損害が

指揮命令者その他甲が使用する者（以下、本条において「指揮命令者等」という。）の派遣労働者に対する指揮命令等（必要な注意・指示をしなかった不作為を含む）により生じたと認められる場合はこの限りではない。

2. 前項の場合において、その損害が派遣労働者の故意又は過失と指揮命令者等の指揮命令等との双方に起因するときは、乙は、指揮命令者等の指揮命令等により発生した損害の範囲について、前項の責任を免れるものとする。

3. 甲は、損害賠償請求に関しては、損害発生を知った後、遅滞なく乙に書面で通知するものとする。

#### 第15条（派遣労働者の選任と個人情報の保護）

1. 本契約に基づく派遣労働者の選任は乙が行うものとし、甲は、乙に対し派遣労働者の事前面接、履歴書の送付を要求する等、派遣労働者を特定して派遣の役務の提供を求めたり、派遣労働者を特定する個人情報の提供を要求したりしないものとする。

2. 甲及び乙は、本契約及び派遣就業上派遣労働者に関し知り得た個人情報を正当な理由なく他に漏洩してはならない。

#### 第16条（権利譲渡の禁止）

甲及び乙は、相手方の書面による承諾なくして本契約及び個別契約並びにそれらに関連して発生する一切の権利を第三者に譲渡し、継承させ又は担保の目的に供しないものとする。

#### 第17条（機密保持）

1. 乙は、本契約及び個別契約の実施により乙又は派遣労働者が知り得た、甲の営業上、経営上、顧客管理上、技術上、開発上の機密に関する情報及びそれらに準ずる情報並びにその他周囲の状況から秘密として保護されるべきと認められる情報及び個人情報（以下、「本件業務情報」という。）について、甲の事前の書面による承諾なく、本契約の契約期間中及びその後において、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。

2. 乙は、本件業務情報を、本契約及び個別契約の実施以外の目的に使用してはならない。

3. 乙は、派遣労働者に対し、甲の本件業務情報について本契約及び個別契約に基づく乙の守秘義務と同等の守秘義務を遵守させるとともに、当該義務の遵守に関する教育指導その他適切な措置を講じるものとする。

4. 本条は、本契約終了後においてもなお有効に存続する。

5. 甲及び乙は相手方の事前承認を得ることなく、本契約及び個別契約に関連する情報や映像を外部、メディア（広告、広報等を含む）等に露出させたり、取材を受けたりしてはならない。

#### 第18条（派遣先による派遣労働者の雇用）

1. 甲は、個別契約に定める派遣期間の途中で乙の派遣労働者を雇用してはならない。

2. 本契約の契約期間終了後、甲が派遣労働者を雇用する場合には、職業紹介によるものとし、甲は乙に対し別途定める規定に基づき手数料を支払うものとする。

#### 第19条（在宅勤務）

1. 甲及び乙は、天災、地震、洪水、火災、パンデミックその他当事者の合理的支配を超えた偶発的事象（以下、これらの事象を総称して、「不可抗力事由」という）等が生じた場合、あるいはこれらに起因する事態が生じた場合には、甲乙協議の上、派遣労働者の在宅勤務を実施する。

2. 前項に定める在宅勤務の実施期間中であっても、甲乙協議の上、在宅勤務の必要がなくなったと判断したとき、あるいは、甲又は乙から、甲の事業所等を就業場所とする勤務（以下、「通常勤務」という。）への復帰を命じられたときは、派遣労働者は通常勤務に復帰することとする。

#### 第20条（知的財産権の帰属）

本契約及び個別契約に基づく派遣業務における知的財産権の帰属は、次のとおりとする。

(1) 本業務において作成された成果物に係るすべての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。以下同じ）は、甲に帰属する。

(2) 乙が派遣業務の実施に用いる、乙が独自に作成した指導案や研修教材等の資料（以下、資料等という。）に係るすべての著作権、その他一切の知的財産権は、乙に帰属する。

(3) 甲及び乙は、相手方に対し、本派遣業務の実施を目的とした範囲内で、相手方の事業所内に限り、成果物や資料等を利用（複製、配布、公衆送信等、同一性を保持した形式での利用に限る）することを許諾する。このとき他の当事者は著作者人格権のうち、公表権及び氏名表示権を行使しない。

(4) 前3号にかかわらず、甲及び乙は、成果物や資料等に、相手方の機密情報、相手方の児童、生徒、園児、学生（以下、「生徒等」という。）又は従業員、教職員（以下、「従業員等」という。）の個人情報、又は相手方の生徒等又は従業員等が提出した内容が含まれている場合は、当該部分については、相手方に著作権が帰属するものとし、他の当事者は当該部分に関し、本派遣業務を実施する目的外に利用することができない。

#### 第21条（特定調達契約に係る契約の解除等）

1. 甲は、業務が満了するまでの間は、第22条及び第23条の規定によるほか、必要があるときは、この契約の履行を停止し、又はこの契約を解除することができる。

2. 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### 第22条（本契約の中途解除）

1. 甲は、専ら甲に起因する事由により、本契約の契約期間が満了する前に本契約の解除を行おうとする場合には、乙の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって乙に解除の申入れを行うこととする。

2. 甲及び乙は、本契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない本契約の解除を行った場合には、甲の関連事業所での就業をあっせんする等により、本契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。

3. 甲は、自己の都合により本契約の契約期間が満了する前に本契約の解除を行おうとする場合で、前項の対応ができないときには、少なくとも乙に生じた、乙の派遣労働者に対して支払う休業手当、解雇予告手当等の額について、損害の賠償を行わなければならないこととする。その他甲は乙と十分に協議した上で適切な善後処理方を講ずることとする。また、甲乙双方の責に帰すべき事由がある場合には、甲乙それぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。

4. 甲は、本契約の契約期間が満了する前に本契約の解除を行おうとする場合であって、乙から請求があったときは、本契約の解除を行った理由を乙に対し明らかにすることとする。

### 第23条（契約解除）

1. 甲又は乙が次の各号のいずれか一つに該当した場合、相手方は何等の通知、催告を要せず、本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(1) 支払の停止又は仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てがあったとき。

(2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

(3) 公租公課の滞納処分を受けたとき。

(4) 財産状態が著しく悪化し又はその恐れがあると認められたとき。

(5) 親会社又は重要な子会社が上記(1)～(4)のいずれかに該当した場合。

(6) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2. 甲又は乙は、相手方の債務不履行が相当の期間を定めた履行の催告にもかかわらず、催告後も是正されないときは、本契約を解除することができるものとする。

#### 第24条（反社会的勢力の排除）

1. 甲又は乙は、相手方に対して、次の各号について表明し、保証する。

(1) 自らの役員に暴力団、暴力団関係企業、総会屋等の反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という）の構成員がいないこと。

(2) 反社会的勢力の構成員が自らの経営に実質的に関与していないこと。

(3) 取引先に反社会的勢力（実質的に関与している者等含む）が存在しないこと。

(4) 反社会的勢力に対して資金を提供又は便宜を供与する等、反社会的勢力の維持運営に協力、関与していないこと。

(5) 自らの役員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

2. 甲又は乙は、相手方に対して、自らが又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを保証する。

(1) 脅迫的な言動又は暴力行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 風説を流布し偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損する行為

(4) 相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3. 甲又は乙は、相手方が前二項に違反した場合、相手方に何ら通告することなく、本契約を解除することができるものとする。

4. 甲又は乙は、前項に基づき、本契約を解除した場合、相手方に損害が生じてもその賠償責任を負わないものとする。

#### 第25条（協議事項）

本契約又は個別契約に定めのない事項及びその解釈に疑義を生じた事項については、法令の定めに従い、甲乙誠意をもって協議の上解決する。

以上、本契約締結の証として本書二通を作成し、当事者各自記名押印の上各一通を保有する。

令和5年 月 日

甲：京都府教育委員会

教育長 前川 明範

印

乙：住所

氏名

印

別表

## 令和5年度英語指導助手派遣業務の月額派遣料

対象月	月額派遣料	消費税	月額派遣料(税込)
令和5年8月			
令和5年9月			
令和5年10月			
令和5年11月			
令和5年12月			
令和6年1月			
令和6年2月			
令和6年3月			
合計	0	0	0

# 労働者派遣個別契約書

派遣先、京都府教育委員会(以下、「甲」という。)と派遣元〇〇〇〇(以下「乙」という。)は下記の条件により労働者派遣契約を締結する。

管理番号: \_\_\_\_\_

業務内容	(1) 府立中学校又は府立高等学校(分校含む)における英語授業等の補助とその事前準備	派遣期間	別紙記載
	(2) 英語教材作成の補助	就業時間	別紙記載
責任の程度	(3) 英語担当教員等に対する現職研修の補助	就業曜日	別紙記載
	(4) 特別活動や部活動等への協力	派遣人数	別紙記載
	(5) 英語担当指導主事や英語担当教員等に対する語学に関する情報の提供(言葉の使い方、発音の仕方等)	休憩時間	別紙記載
	(6) 英語スピーチコンテストへの協力	時間外労働	別紙記載
	(7) 地域における国際交流活動への協力	休日労働	別紙記載
	(8) 試験実施の補助	その他	
	(9) その他所属長が必要と認める職務		
責任の程度	外国語指導助手(役職なし)		
安全・衛生	甲及び乙は、労働者派遣法第44条から第47条の4までの規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。なお、派遣就業中の安全及び衛生については、甲の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、乙の安全衛生に関する規定を適用する。		
福利厚生	甲は、乙の派遣労働者に対して、甲の労働者に利用の機会を与える給食施設、休憩室及び更衣室について同様に利用の機会を与える。また、甲の労働者が通常利用しているその他の施設及び設備(診療所、ロッカー等)について、乙の派遣労働者が利用できるよう便宜を図るものとする。		
苦情処理に関する処置および連絡	苦情については、甲乙が連絡を密接におこない、適切かつ迅速に処理をする。 (1) 甲における苦情担当責任者欄に記載の者が苦情の申し出を受けた時は、直ちに派遣先責任者へ連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適正かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。 (2) 乙における苦情担当責任者欄に記載の者が苦情の申し出を受けた時は、直ちに派遣元責任者へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。 (3) 甲及び乙は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつその解決を図ることとする。		
労働者派遣契約の解除の措置	(1) 労働者派遣契約の解除の事前の申入れ 甲は、専ら甲に起因する事由により、本派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、乙の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって乙に解除の申入れを行うこととする。 (2) 就業機会の確保 甲及び乙は、本派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない本派遣契約の解除を行った場合には、甲の関連事務所での就業をあっせんする等により、本派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。 (3) 損害賠償等に係る適切な措置 甲は、甲の責に帰すべき事由により本派遣契約の契約期間が満了する前に本派遣契約の解除を行おうとする場合で、上記(2)の対応が出来ない時には、少なくとも乙に生じた、乙の派遣労働者に対して支払う休業手当、解雇予告手当等の額について、損害の賠償を行わなければならないこととする。その他甲は乙と十分に協議した上で適切な善後処理方を講ずることとする。 また、甲乙双方の責に帰すべき事由がある場合には、甲乙それぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。 (4) 労働者派遣契約の解除の理由の明示 甲は、本派遣契約の契約期間が満了する前に本派遣契約の解除を行おうとする場合であって、乙から請求があった時は、本派遣契約の解除を行った理由を乙に対し明らかにすることとする。		
甲が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置	甲は、派遣期間の途中で乙の派遣労働者を雇用してはならない。本派遣契約の契約期間終了後、甲が乙の派遣労働者を雇用する場合には、職業紹介によるものとし、甲は乙に対し別途定める規定に基づき手数料を支払うものとする。		
派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別	限定はしない。		
派遣労働者を協定対象派遣労働者に限定するか否かの別	協定対象労働者に限定する。		

派遣先	事業所名称	京都府教育委員会		
	事業所所在地	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府庁第3号館4階 TEL:075-414-5815		
	就業場所	別紙記載		
	組織単位	別紙記載		
	指揮命令者	別紙記載		
	派遣先責任者	別紙記載		
	苦情担当責任者	別紙記載		

派遣元	事業所名称	〇〇〇〇	許可番号	〇〇〇〇
	事業所所在地	〇〇〇〇		
	派遣元責任者 (役職、氏名、連絡先)	〇〇〇〇	TEL: 〇〇〇〇	
	苦情担当責任者 (部署、役職、氏名、連絡先)	〇〇〇〇	TEL: 〇〇〇〇	

請求	請求先	京都府教育委員会指導部高校教育課 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府庁第3号館4階 指導部高校教育課 TEL:075-414-5815		
	請求額	月額〇〇〇〇円(税込)		
	計算単位	令和5年8月から令和6年3月までとする。		
	支払条件	乙は契約金額を契約期間内の月毎に均等分割し、当該月分の請求書を翌月10日までに甲に送付する。端数が生じた場合は、最終月の請求により精算する。		

令和5年 月 日

甲 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 乙  
京都府庁第3号館4階  
京都府教育委員会  
教育長 前川 明範

派遣先事業所名称	京都府教育委員会
事業所所在地	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府庁第3号館4階

就業場所	就業場所所在地	組織単位	派遣期間(開始)	派遣期間(終了)	就業曜日/時間	休憩時間	時間外労働	休日労働	指揮命令者(部署、役職、氏名、連絡先)	派遣先責任者(役職、氏名、連絡先)	苦情担当責任者(部署、役職、氏名、連絡先)	派遣人数
京都府立 〇〇高等学校	亀岡市〇〇〇〇〇 TEL: 〇〇〇〇	全日制	2023/08/28	2024/03/22	原則月～金 (週3日) 8:30-16:15	45分	法定労働時間を超える労働については1日につき1.5時間、1か月につき30時間までとする	法定休日労働については1か月につき3日までとする	副校長 〇〇〇〇 TEL: 〇〇〇〇	校長 〇〇〇〇 TEL: 〇〇〇〇	京都府教育委員会 高校教育課 課長 水口 博史 TEL: 075-414-5815	1
京都府立 〇〇高等学校	京都市〇〇〇〇〇〇〇 TEL: 〇〇〇〇	全日制	2023/08/28	2024/03/22	原則月～金 (週2日) 8:30-16:15	45分	法定労働時間を超える労働については1日につき1.5時間、1か月につき30時間までとする	副校長 〇〇〇〇 TEL: 〇〇〇〇	校長 〇〇〇〇 TEL: 〇〇〇〇	京都府教育委員会 高校教育課 課長 水口 博史 TEL: 075-414-5815		